(二)　鉄道事業再構築事業とは、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であって、当該区間において旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者又は当該鉄道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者が、当該区間に係る旅客鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ事業の譲渡等の事業構造の変更を行うとともに、利用者の利便を確保するものをいうこと等とした。（第二条第九号及び第二三条第二項関係）

(三)　地域旅客運送サービス継続事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等で収支が不均衡な状況にあるものにおける運送を継続するために行う事業であって、地方公共団体がそれぞれ一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者で当該路線等における運送を実施する者を選定し、当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいうこととした。（第二条第一一号関係）

3　国の努力義務の拡充

国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、必要な関係者相互間の連携と協働の促進に努めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

4　地域公共交通計画の記載事項の拡充

地域公共交通計画においては、地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な地域の関係者相互間の連携に関する事項を定めるよう努めることとした。（第五条第三項第四号関係）

5　協議会の組織要請に係る措置

(一)　公共交通事業者等その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する事業を実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができることとした。（第六条第六項関係）

(二)　(一)の規定による要請を受けた地方公共団体は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならないこととした。（第六条第七項関係）

6　認定軌道運送高度化実施計画等の軽微な変更に関する手続の合理化

認定軌道運送高度化実施計画等の軽微な変更については、国土交通大臣の認定を要しないものとし、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第九条第六項及び第七項、第一四条第七項及び第八項、第一九条第五項及び第六項、第二四条第五項及び第六項、第二七条の三第五項及び第六項、第二七条の七第八項及び第九項、第二七条の一五第五項及び第六項、第三〇条第六項及び第七項並びに第三六条の二第四項及び第五項関係）

7　地域公共交通利便増進実施計画の記載事項の拡充等

(一)　地域公共交通利便増進実施計画には、地方公共団体が地域公共交通利便増進事業に関し当該地域公共交通利便増進事業の実施主体として当該地域公共交通利便増進実施計画に定めようとする者との間において運行系統、運行回数その他の実施方法に関する協定を締結しているときは、当該協定に定められた実施方法に関する事項を記載することができることとした。（第二七条の一四第三項関係）

(二)　地方公共団体は、地域公共交通利便増進実施計画を作成する場合において、当該地域公共交通利便増進実施計画に(一)に規定する事項を記載するときは、(一)に規定する者の同意を要しないこととした。（第二七条の一四第四項関係）

8　再構築協議会

(一)　地方公共団体又は鉄道事業者は、旅客鉄道事業に係る路線のうち、二以上の都道府県の区域にわたるもの等の全部又は一部の区間であって、当該地方公共鉄道事業者が営業するもののうち、輸送需要の減少その他の事由により大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある区間について、国土交通大臣に対し、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針（以下「再構築方針」という。）の作成に関し必要な協議を行うための協議会（以下「再構築協議会」という。）を組織するよう要請することができることとした。（第二九条の三第一項関係）

(二)　(一)の「交通手段再構築」とは、旅客鉄道事業により現に提供されている地域旅客運送サービスの提供方法の改善を図るために公共交通事業者等が講ずる次のいずれかに該当する措置（これと併せて一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送による運送を実施する場合にあっては、当該運送の実施を含む。）及び地方公共団体その他の者が当該措置に対して行う支援をいうこととした。（第二九条の三第二項関係）

(1)　旅客鉄道事業による輸送を維持するとともに、停車場の改良、運行計画の変更その他の措置により利用者の利便を確保すること（(2)に該当するものを除く。）。

(2)　旅客鉄道事業の全部又は一部を一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送に転換し、停留所の新設、運行回数の増加その他の措置により利用者の利便を確保すること。

(三)　(一)の規定による要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る区間が、次のいずれにも該当するもの（以下「特定区間」という。）であると認めるときは、再構築協議会を組織することとした。（第二九条の三第三項関係）

(1)　大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にあること。

(2)　当該区間に係る交通手段再構築（(二)に規定する交通手段再構築をいう。以下同じ。）を実施するためには関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要であること。

(四)　国土交通大臣は、(三)の規定により再構築協議会を組織するときは、あらかじめ、(一)の規定による要請に係る区間をその区域に含む地方公共団体（当該要請をしたものを除く。）の意見を聴かなければならないこととした。（第二九条の三第四項関係）

(五)　再構築協議会は、国土交通大臣、特定区間をその区域に含む地方公共団体、特定区間に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者等をもって構成することとした。（第二九条の三第五項関係）

(六)　再構築協議会において協議が調った事項については、再構築協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととした。（第二九条の三第九項関係）

9　交通手段再構築実証事業

(一)　再構築協議会は、再構築方針を作成するため必要があると認めるときは、特定区間に係る交通手段再構築の有効性の実証を行う事業（以下「交通手段再構築実証事業」という。）を実施するための計画（以下「交通手段再構築実証事業計画」という。）を作成することができることとした。（第二九条の四第一項関係）

(二)　再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に鉄道事業法第七条第一項の認可を要する事業基本計画等の変更に関する事項等を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないこと等とした。（第二九条の四第四項及び第五項関係）

(三)　再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第二九条の四第六項関係）